

新型コロナウイルス感染症対策のための 旅館・ホテルの避難施設としての利用支援について

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中で出水期を迎え、指定避難所への避難による新型コロナウイルス感染症への感染リスクを懸念する市民が避難に対して躊躇することを避けることと、指定避難所における「3密」を抑制することを目的とし、下記のとおり市内の旅館・ホテルの空部屋を避難所施設として活用します。

なお、対象となる旅館・ホテルにつきましては、公募により決定します。

記

1 事業目的

奈良市災害警戒本部又は奈良市災害対策本部が、本市において市民が避難を要する災害が発生した又は発生するおそれがあると認めた場合、市の定める統一金額(市民が一部負担、残額を市が負担)で市内の旅館、ホテル等(以下、「宿泊施設」という。)に対し空部屋(個室)を提供する業務を委託することで、指定避難所での感染リスクの懸念による市民の避難の躊躇を避けるとともに、指定避難所における感染リスク抑制を目的とする。

2 利用料金

1泊 1人 1,000円(利用者の自己負担。税込)

※入湯税が必要な施設については、別途入湯税も負担する。

※1泊 1人につき、5,000円(税込)を宿泊施設に市が委託料として支払う。

※部屋の広さ等、仕様にかかわらず、統一金額とする。

3 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

4 委託業務の内容等

(1) 委託する業務の範囲

(ア) 宿泊施設における避難者の宿泊及び宿泊に付随する施設及び設備の利用、サービスの提供(食事等は除く。)

(イ) 本市(奈良市災害警戒本部、奈良市災害対策本部を含む。)との連絡調整

(ウ) その他本業務の遂行に必要な業務

(2) 本業務を請け負う宿泊施設の条件

(ア) トイレ及び浴室を備えた個室を提供できること。

(イ) 旅館業法第6条第1項の宿泊者名簿を備えていること。

(ウ) 曜日等にかかわらず、チェックイン・チェックアウト対応ができること。

(エ) 次の感染症対策を講じることができること。

① 避難者のためのマスクの準備及び消毒液の備置

② 従業員のマスク着用、手指の消毒、日々の検温等健康管理の徹底

③ 複数の者が手指等で接触する機会が多い物品等の表面の定期的な消毒

(オ) 浸水想定区域・土砂災害警戒区域等のいずれにも含まれていないこと。

5 宿泊施設の募集

(1) 令和2年6月8日(月)から、奈良市ホームページで募集要項等を掲載

(2) 対象の宿泊施設は奈良市ホームページ等で公表し、災害の都度、利用可能施設をホームページ等で周知